

くらしのちえ

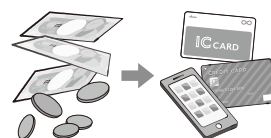
発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

多様化するキャッシュレス決済

キャッシュレス決済とは現金を使わずに代金を支払うことで、クレジットカードやデビットカード、電子マネー、スマホ決済など様々な種類があります。

今回は、キャッシュレス決済の中でも、「電子マネー」を使った決済や、スマートフォン（以下、スマホ）を使った決済について、相談事例と注意点をご紹介します。

電子マネーギフト券とは



電子マネーギフト券は、現金を使わずに電子データ化されたお金で支払いをすることができる「電子マネー」の一種で、特定の電子マネーやポイントに交換できるギフト券のことです。紙等のギフト券と異なり、配送の手間がなく、メールやSNS等で簡単にやり取りができる一方で、電子データという性質上、注意が必要な点もあります。

相談事例

スマホに『未納料金があります。本日中に入金の確認ができなかった場合は法的措置を取ります』とのメッセージが届いた。

あわてて電話をかけると1年間のアプリ利用料30万円を請求された。コンビニで電子マネーギフト券を購入し、認証番号を教えるよう言われた。

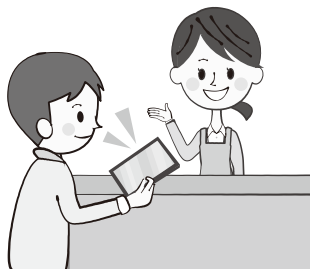
Check Point!

電子マネーギフト券は紙の商品券とは違い、ギフト券そのものを使って買い物をする仕組みではありません。「コード」と呼ばれる認証番号をWeb上で認証して使用するため、認証番号を第三者に伝えてしまうと、第三者に自由に電子マネーギフト券の残高を利用されてしまいます。そのため、手元にギフト券があったとしても、残高をだまし取られることになってしまいます。

スマホ決済とは※ （「コード決済」・「タッチ決済」）



※使用前にスマホに専用アプリをダウンロードし、お金を予めチャージ（入金）して使用します。



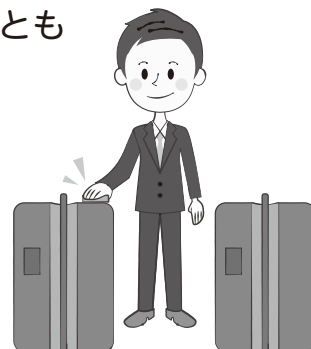
「コード決済」とは

利用時にアプリを立ち上げ、二次元コードやバーコードで認証して支払う決済手段のことです。

支払だけでなく、電子マネーを送金することもできます。

「タッチ決済」とは

スマホを店舗や自販機などの読取機にタッチして支払う決済手段のことです。駅の改札で読み取り機にスマホをかざして運賃の支払いをしたり、スーパーが発行している電子マネーアプリでレジの支払いができます。



相談事例

ネット通販でスニーカーを注文し代金を振り込んだが、販売店から「在庫がないので〇〇Payで返金する。公式SNSに登録してほしい。」とメールが来た。

指示されるがまま〇〇Payの二次元コードを読み込み、返金コード 99980を入力すると、こちらから9万9980円分の電子マネーを販売店に送金したことになるってしまった。

Check Point!

スマホ決済では事前にチャージしている残高を、〇〇Payのほかの利用者に送ることができます。その機能を悪用して返金すると見せかけて、逆に送金させる悪質業者の相談が急増しています。

「〇〇Payで返金する」と言われたら、詐欺を疑ってください！

ネット通販の注意点！

- ・通販サイトを利用する際は、販売事業者の所在地や連絡先、販売会社名など事業者の情報をしっかり確認しましょう。
- ・サイト内の日本語が正しく表記されていないものは公式サイトではない可能性があります。
- ・詐欺サイトに代金を振り込んだ場合、振込先の金融機関や警察に「振り込め詐欺救済法」による救済を求めたい旨を伝え、口座の凍結の依頼をしましょう。
- ・サイトに個人情報を入力したことにより、不審な請求や勧誘が増える可能性がありますので注意しましょう。

台東区消費生活センター

相談専用電話 03-5246-1133

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

いいみみ